

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

訓 令	ページ
高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	2
告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部改正（海洋政策課）	3
道路の区域変更（4件）（道路課）	11
道路の供用開始（3件）（"）	11
建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	12
公 告	
土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	12
土地改良区の定款変更の認可（"）	12
土地改良区の解散の認可（"）	12
土地改良区の清算人の就職（"）	12
換地処分の公告（2件）（"）	12
高知県公安委員会告示	
警備員指導教育責任者講習の実施	12
高知県選挙管理委員会告示	
政治団体設立の届出	13
政治団体異動の届出	13
政治団体解散の届出	14
資金管理団体指定の取消しの届出	14
落札公告	
落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）	14
その他	
有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部変更（道路課）	15

訓 令

高知県訓令第10号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のよう

に定める。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第23条中「地区安全委員会」を「地区安全衛生委員会」に改める。

第31条第2項中「当該定期健康診断」を「当該健康診断」に改める。

別表第4中「中央西県税事務所」及び「須崎福祉保健所」を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第14条関係）

安全衛生委員会委員選任報告書
衛生委員会

年 月 日

職員安全衛生管理者 様

所属長 印

次のとおり報告します。

所 属	名 称				
	所在地				
	職員数				
委 員	職 名	氏 名	年 齢	備 考	

- 注 1 題名には、所属等の名称を付し、非該当のものを消すこと。
- 2 「備考」欄には、安全管理者、衛生管理者又は高知県職員労働組合推薦者の区分を必ず記入すること。

附 則

この訓令は、平成20年5月27日から施行し、改正後の高知県職員安全衛生管理規程別表第4の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第364号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

- ア 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
- イ 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛

(2) 届出者の住所

- ア 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ高知南久保店
高知市南久保66番ほか2筆

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

- ア 株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- イ 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号

(5) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年12月12日

(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,317平方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
100台
- イ 駐輪場の収容台数
78台
- ウ 荷さばき施設の面積
117平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量

31.5立方メートル

- (8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前10時00分	午後9時00分
株式会社ローソン	24時間	

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
一部24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (ア) 株式会社ニトリ
午前6時から午後10時まで
 - (イ) 株式会社ローソン
24時間
- 2 届出年月日
平成20年5月13日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第365号

昭和49年10月高知県告示第523号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め)の一部を次のように改正する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 小型漁船漁業の表中
- 「室戸岬東甲浦 室戸岬東漁業協同組合の地区の 小型漁船漁業
加入区 うち旧甲浦漁業協同組合の地区
を 」
- 「高知県甲浦加 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
入区 ち旧甲浦漁業協同組合の地区
に、 」
- 「室戸岬東佐喜 室戸岬東漁業協同組合の地区の 小型漁船漁業
浜町」 うち旧佐喜浜町漁業協同組合の
地区
- 室戸岬東椎名 室戸岬東漁業協同組合の地区の 小型漁船漁業
" うち旧椎名漁業協同組合の地区
- 三津" 三津漁業協同組合の地区 小型漁船漁業
- 室戸岬東高岡 室戸岬東漁業協同組合の地区の 小型漁船漁業
" うち旧高岡漁業協同組合の地区
- 室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の 小型漁船漁業
岬第一" うち旧室戸岬漁業協同組合の地
区のうち室戸市菜生を除く区域
- 室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の 小型漁船漁業
岬第二" うち旧室戸岬漁業協同組合の地
区のうち室戸市菜生の区域
を 」
- 「高知県佐喜浜 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
町" ち旧佐喜浜町漁業協同組合の地
区
- 高知県椎名" 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
ち旧椎名漁業協同組合の地区
- 高知県三津" 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
ち旧三津漁業協同組合の地区
- 高知県高岡" 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
ち旧高岡漁業協同組合の地区
- 高知県室戸岬 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
第一" ち旧室戸岬漁業協同組合の地区
のうちの室戸市菜生を除く区域
- 高知県室戸岬 高知県漁業協同組合の地区のう 小型漁船漁業
第二" ち旧室戸岬漁業協同組合の地区
のうちの室戸市菜生の区域
に、 」
- 「加領郷" 加領郷漁業協同組合の地区
- 1 主として釣りを営む漁業
 - 2 小型漁船漁業であつて1に掲げるもの

		外のもの	」			旧吉川村漁業協同組合の地区	業
を							2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの
「高知県加領郷	高知県漁業協同組合の地区のうち	1 主として釣りを営む漁業			久枝	久枝漁業協同組合の地区	小型漁船漁業
”	旧加領郷漁業協同組合の地区	2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの	」	を			
に、				「高知県穴内	高知県漁業協同組合の地区のうち	旧穴内漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
「田野町	田野町漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		”	高知県漁業協同組合の地区のうち	旧手結漁業協同組合の地区	2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの
”		2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの		高知県手結	高知県漁業協同組合の地区のうち	旧手結漁業協同組合の地区	小型漁船漁業
安田町	安田町漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		高知県赤岡町	高知県漁業協同組合の地区のうち	旧赤岡町漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
”		2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの		”			2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの
下山	下山漁業協同組合の地区	小型漁船漁業		高知県吉川村	高知県漁業協同組合の地区のうち	旧吉川村漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
伊尾木川北	伊尾木川北漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		”			2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの
”		2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの	」	高知県久枝	高知県漁業協同組合の地区のうち	旧久枝漁業協同組合の地区	小型漁船漁業
を				に、			
「高知県田野町	高知県漁業協同組合の地区のうち	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		「御畳瀬	御畳瀬漁業協同組合の地区		1 主として底びき網を使用して営む漁業
”	旧田野町漁業協同組合の地区	2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの		”			2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの
高知県安田町	高知県漁業協同組合の地区のうち	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		高知市第1	高知市漁業協同組合の地区のうち	高知市池、仁井田、種崎、浦戸及び長浜を除く区域	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
”	旧安田町漁業協同組合の地区	2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの		”			2 主として底びき網を使用して営む漁業
高知県下山	高知県漁業協同組合の地区のうち	小型漁船漁業		高知市第2	高知市漁業協同組合の地区のうち	高知市池、仁井田及び種崎の区域	3 小型漁船漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの
”	旧下山漁業協同組合の地区			”			1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
高知県伊尾木	高知県漁業協同組合の地区のうち	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		高知市第3	高知市漁業協同組合の地区のうち	高知市浦戸の区域	2 主として底びき網を使用して営む漁業
川北	旧伊尾木川北漁業協同組合の地区	2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの	」	”			3 小型漁船漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの
に、				高知市第4	高知市漁業協同組合の地区のうち	高知市長浜の区域	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
「穴内	穴内漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業		”			2 主として底びき網を使用して営む漁業
”		2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの					3 小型漁船漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの
手結	手結漁業協同組合の地区	小型漁船漁業					
香南赤岡町	香南漁業協同組合の地区のうち	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業					
”	旧赤岡町漁業協同組合の地区	2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの					
香南吉川村	香南漁業協同組合の地区のうち	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業					

を 「高知県布」	地区 高知県漁業協同組合の地区のうち旧布漁業協同組合の地区	小型漁船漁業	「	「高知県松尾」	ち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市足摺岬の区域	小型漁船漁業	」
高知県下ノ加江」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区	1 主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの	」	高知県大浜」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市大浜の区域	小型漁船漁業	」
高知県以布利」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧以布利漁業協同組合の地区	小型漁船漁業	」	高知県中浜」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市中浜の区域	小型漁船漁業	」
に、 「土佐清水市足摺岬」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市足摺岬の区域	小型漁船漁業	」	高知県越」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市越の区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市松尾」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市松尾の区域	小型漁船漁業	」	高知県養老」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市養老の区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市大浜」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市大浜の区域	小型漁船漁業	」	高知県清水第一」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市戎町の区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市中浜」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市中浜の区域	小型漁船漁業	」	高知県清水第二」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち土佐清水市本町及び市場町の区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市越」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市越の区域	小型漁船漁業	」	高知県清水第三」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区のうち旧土佐清水町のうち戎町、本町及び市場町以外の区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市養老」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市養老の区域	小型漁船漁業	」	高知県三崎」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧三崎漁業協同組合の地区	小型漁船漁業	」
土佐清水市清水第一」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市戎町の区域	小型漁船漁業	」	高知県下川口第一」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区のうち土佐清水市大津の区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市清水第二」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市本町、市場町の区域	小型漁船漁業	」	高知県下川口第二」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区のうち土佐清水市大津を除く区域	小型漁船漁業	」
土佐清水市清水第三」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧土佐清水町のうち戎町、本町及び市場町以外の区域	小型漁船漁業	」	高知県貝ノ川」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧貝ノ川漁業協同組合の地区	小型漁船漁業	」
土佐清水市三崎」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧三崎漁業協同組合の地区	小型漁船漁業	」	に改める。 2 小型漁船漁業以外の漁業の表中			
土佐清水市下川口第1」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち土佐清水市大津の区域	小型漁船漁業	」	「室戸岬東甲浦加入区	室戸岬東漁業協同組合の地区のうち旧甲浦漁業協同組合の地区	1 敷網漁業（総トン数20トン未満の漁船により行う敷網漁業をいう。以下同じ。） 2 小型かつお漁業（総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。	」
土佐清水市下川口第2」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区であり土佐清水市大津を除く区域	小型漁船漁業	」				
土佐清水市貝ノ川」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧貝ノ川漁業協同組合の地区	小型漁船漁業	」				
を 「高知県足摺岬	高知県漁業協同組合の地区のうち	小型漁船漁業	」				

を
「高知県甲浦加 高知県漁業協同組合の地区のう
入区 ち旧甲浦漁業協同組合の地区
以下同じ。）
3 小型まぐろ漁業（総トン数20トン未満の
漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以
下同じ。）
4 小型かつお・まぐろ漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1から4に掲げるもの以外のも
の
6 小型定置漁業
7 大型定置漁業」

に、
「高知県甲浦加 高知県漁業協同組合の地区のう
入区 ち旧甲浦漁業協同組合の地区
以下同じ。）
1 敷網漁業（総トン数20トン未満の漁船に
より行う敷網漁業をいう。以下同じ。）
2 小型かつお漁業（総トン数20トン未満の
漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。
以下同じ。）
3 小型まぐろ漁業（総トン数20トン未満の
漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以
下同じ。）
4 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数20ト
ン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業
又はまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。）
5 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1から4までに掲げるもの以外
のもの
6 小型定置漁業
7 大型定置漁業」

に、
「室戸岬東佐喜 室戸岬東漁業協同組合の地区の
浜町” うち旧佐喜浜町漁業協同組合の
地区
室戸岬東椎名 室戸岬東漁業協同組合の地区の
・三津・室戸 うち旧椎名漁業協同組合、旧高
岬東高岡” 岡漁業協同組合及び三津漁業協
同組合の地区
室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の
岬” うち旧室戸岬漁業協同組合の地区
室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の
第一” うち旧室戸漁業協同組合の地区
のうちの室戸市脇地以東の区域
以下同じ。）
1 敷網漁業（総トン数20トン未満の漁船に
より行う敷網漁業をいう。以下同じ。）
2 小型かつお漁業（総トン数20トン未満の
漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。
以下同じ。）
3 小型まぐろ漁業（総トン数20トン未満の
漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以
下同じ。）
4 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数20ト
ン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業
又はまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。）
5 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1から4までに掲げるもの以外
のもの
6 小型定置漁業
7 大型定置漁業」

室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の
第二” うち旧室戸漁業協同組合の地区
のうちの室戸市行当の区域
4 大型まぐろ漁業
1 小型まぐろ漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって主としてきんめ釣りを営む漁業
3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1及び2に掲げるもの以外のも
の
4 大型まぐろ漁業
1 小型まぐろ漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって主としてきんめ釣りを営む漁業
3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1及び2に掲げるもの以外のも
の
4 大型まぐろ漁業」

室戸岬東室戸 室戸岬東漁業協同組合の地区の
第三” うち旧室戸漁業協同組合の地区
のうちの室戸市新村以西の区域
を
「高知県佐喜浜 高知県漁業協同組合の地区のう
町” ち旧佐喜浜町漁業協同組合の地区
高知県椎名・ 高知県漁業協同組合の地区のう
高知県三津・ ち旧椎名漁業協同組合の地区、
高知県高岡” 旧高岡漁業協同組合の地区及び
旧三津漁業協同組合の地区
高知県室戸岬 高知県漁業協同組合の地区のう
” ち旧室戸岬漁業協同組合の地区
1 大型定置漁業
2 小型定置漁業
1 小型まぐろ漁業及び中型まぐろ漁業（総
トン数20トン以上100トン未満の漁船によ
り行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同
じ。）
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1に掲げるもの以外のもの
3 大型まぐろ漁業（総トン数100トン以上
の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。
以下同じ。）
1 小型まぐろ漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって主としてきんめ釣りを営む漁業
3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1及び2に掲げるもの以外のも
の
4 大型まぐろ漁業
1 小型まぐろ漁業
2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって主としてきんめ釣りを営む漁業
3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁
業であって1及び2に掲げるもの以外のも
の
高知県室戸岬 高知県漁業協同組合の地区のう
第二” ち旧室戸漁業協同組合の地区の
うちの室戸市行当の区域

高知県室戸第三 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市新村以西の区域	4 大型まぐろ漁業 1 小型まぐろ漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 大型まぐろ漁業	手結 "	手結漁業協同組合の地区	2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主として機船船びき網を使用して営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 1 小型まぐろ漁業 2 しいら漬漁業 3 小型まぐろ漁業及びしいら漬漁業を併せて営む漁業
に、 「羽根町・加領郷 "	羽根町漁業協同組合及び加領郷漁業協同組合の地区	1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 大型定置漁業 3 小型定置漁業 4 中型かつお漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。) 5 中型まぐろ漁業 6 大型かつお漁業(総トン数100トン以上の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。)	香南赤岡町 "	香南漁業協同組合の地区のうち旧赤岡町漁業協同組合の地区	1 小型機船船びき網漁業 2 1に掲げるもの以外で総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 小型機船船びき網漁業
を 「羽根町・高知県加領郷 "	羽根町漁業協同組合の地区及び高知県漁業協同組合の地区のうち旧加領郷漁業協同組合の地区	1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 大型定置漁業 3 小型定置漁業 4 中型かつお漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。) 5 中型まぐろ漁業 6 大型かつお漁業(総トン数100トン以上の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。)	香南吉川村 "	香南漁業協同組合の地区のうち旧吉川村漁業協同組合の地区	小型機船船びき網漁業
に、 「田野・安田 "	田野町漁業協同組合及び安田町漁業協同組合の地区	1 大型定置漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業	久枝加入区 浜改田加入区	久枝漁業協同組合の地区 浜改田漁業協同組合の地区	小型機船船びき網漁業 小型機船船びき網漁業
下山 "	下山漁業協同組合の地区	定置漁業	を 「高知県田野町・高知県安田町 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧田野町漁業協同組合の地区及び旧安田町漁業協同組合の地区	1 大型定置漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業
安芸加入区	安芸漁業協同組合の地区	1 小型機船船びき網漁業(総トン数20トン未満の漁船により行う機船船びき網漁業をいう。) 2 小型かつお・まぐろ漁業(総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業又はまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。)	高知県下山 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下山漁業協同組合の地区	定置漁業
穴内加入区	穴内漁業協同組合の地区	小型機船船びき網漁業	安芸 "	安芸漁業協同組合の地区	1 小型機船船びき網漁業(総トン数20トン未満の漁船により行う機船船びき網漁業をいう。以下同じ。) 2 小型かつお・まぐろ漁業 小型機船船びき網漁業
芸西 "	芸西漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業	高知県穴内 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧穴内漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主として機船船びき網を使用して営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの
			高知県芸西 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧芸西漁業協同組合の地区	1 小型まぐろ漁業 2 しいら漬漁業 3 小型まぐろ漁業及びしいら漬漁業を併せて営む漁業
			高知県手結 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区	1 小型まぐろ漁業 2 しいら漬漁業 3 小型まぐろ漁業及びしいら漬漁業を併せて営む漁業
			高知県赤岡町 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧赤岡町漁業協同組合の地区	1 小型機船船びき網漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1に掲げるもの以外のもの
			高知県吉川村	高知県漁業協同組合の地区のうち	小型機船船びき網漁業

<p>” 高知県久枝”</p> <p>” 浜改田”</p>	<p>ち旧吉川村漁業協同組合の地区 高知県漁業協同組合の地区のうち ち旧久枝漁業協同組合の地区 浜改田漁業協同組合の地区</p> <p>小型機船船びき網漁業</p> <p>小型機船船びき網漁業</p>	<p>ち旧宇佐漁業協同組合の地区</p>	<p>2 小型まぐろ漁業 3 小型かつお・まぐろ漁業 4 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1から3までに掲げるもの以外のもの 5 中型かつお・まぐろ漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業又はまぐろ延縄漁業をいう。) 6 遠洋まぐろ漁業 7 定置漁業</p>
<p>に、 「御畳瀬・高知市”</p>	<p>御畳瀬漁業協同組合の地区及び高知市漁業協同組合の地区</p> <p>1 小型機船船びき網漁業 2 小型まぐろ漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1又は2に掲げるもの以外のもの 4 中型底びき網漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船1隻により行う底びき網漁業をいう。) 5 大型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 ます網漁業及びつば網漁業 3 小型定置漁業(小型定置漁業であって2に掲げるもの以外のものをいう。) 4 大型定置漁業</p>
<p>を 「高知県御畳瀬・高知県高知市”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧御畳瀬漁業協同組合の地区及び旧高知市漁業協同組合の地区</p> <p>1 小型機船船びき網漁業 2 小型まぐろ漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1及び2に掲げるもの以外のもの 4 中型底びき網漁業(総トン数20トン以上100トン未満の漁船1隻により行う底びき網漁業をいう。) 5 大型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p> <p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業</p>
<p>に、 「宇佐”</p>	<p>宇佐漁業協同組合の地区</p> <p>1 小型かつお漁業(総トン数20トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業をいう。以下同じ。) 2 小型まぐろ漁業(総トン数20トン未満の漁船により行うまぐろ延縄漁業をいう。以下同じ。) 3 小型かつお・まぐろ漁業 4 1、2及び3に掲げるもの以外で総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 5 中型かつお・まぐろ漁業 6 遠洋まぐろ漁業 7 定置漁業</p>	<p>に、 「矢井賀”</p> <p>窪川町”</p> <p>大方町”</p> <p>佐賀町”</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業 6 小型かつお漁業及び中型かつお漁業 7 大型定置漁業 8 小型かつお漁業 9 1に掲げるもの以外で総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 10 中型かつお漁業及び大型定置漁業 11 大型かつお漁業 12 定置漁業</p>
<p>を 「高知県宇佐”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち</p> <p>1 小型かつお漁業</p>	<p>布” 土佐清水市下ノ加江・以布利”</p> <p>布漁業協同組合の地区 土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区及び旧以布利漁業協同組合の地区</p>	<p>1 小型かつお漁業及び大型定置漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型定置漁業</p>
<p>を 「高知県宇佐”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち</p> <p>1 小型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p> <p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業</p>
<p>を 「高知県宇佐”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち</p> <p>1 小型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p> <p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業</p>
<p>を 「高知県宇佐”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち</p> <p>1 小型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p> <p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業</p>
<p>を 「高知県宇佐”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち</p> <p>1 小型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p> <p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業</p>
<p>を 「高知県宇佐”</p>	<p>高知県漁業協同組合の地区のうち</p> <p>1 小型かつお漁業</p>	<p>高知県須崎市・須崎市”</p> <p>高知県漁業協同組合の地区のうち旧深浦漁業協同組合、旧池ノ浦漁業協同組合及び旧久通漁業協同組合の地区並びに大谷漁業協同組合、野見漁業協同組合、須崎釣漁業協同組合、錦浦漁業協同組合及び須崎町漁業協同組合の地区</p>	<p>1 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 2 定置漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業</p>

・窪川町 "	ち旧志和漁業協同組合の地区及び興津漁業協同組合の地区	業 2 小型定置漁業 3 大型定置漁業			
高知県佐賀町 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区	1 小型かつお漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1に掲げるもの以外のもの 3 中型かつお漁業及び大型定置漁業 4 大型かつお漁業		高知県三崎 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧三崎漁業協同組合の地区
高知県大方町 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧大方町漁業協同組合の地区	1 小型まぐろ漁業 2 小型かつお漁業及び中型かつお漁業 3 大型定置漁業		高知県下川口・高知県貝ノ川 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区及び旧貝ノ川漁業協同組合の地区
高知県布 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧布漁業協同組合の地区	定置漁業			
高知県下ノ加江・高知県以布利 "	高知県漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区及び旧以布利漁業協同組合の地区	1 小型かつお漁業及び大型定置漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型定置漁業			
に、					
「土佐清水市清水」	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区	1 ぶり飼付漁業(総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。)及び大型定置漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型かつお漁業 4 中型かつお漁業 5 大型まぐろ漁業 6 大型かつお漁業 7 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1、2及び3に掲げるもの以外のもの 8 小型定置漁業			7 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって1から3までに掲げるもの以外のもの 8 小型定置漁業
土佐清水市三崎 "	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧三崎漁業協同組合の地区	小型定置漁業			
土佐清水市下川口・貝ノ川 "	土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合及び旧貝ノ川漁業協同組合の地区	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業			
を					
「高知県清水」	高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区	1 ぶり飼付漁業(総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。以下同じ。)及び大型定置漁業 2 小型まぐろ漁業 3 小型かつお漁業 4 中型かつお漁業 5 大型まぐろ漁業 6 大型かつお漁業			」 に、「及びぶり飼付漁業(総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。)」を「及びぶり飼付漁業」に、「並びにぶり飼付漁業(総トン数10トン未満の漁船により行うぶり飼付漁業をいう。)」を「並びにぶり飼付漁業」に改める。

高知県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村馬路字 五郎淵4167番16から 安芸郡馬路村馬路字 五味389番まで	前	4.0	510
		10.3	
安芸郡馬路村馬路字 五郎淵4167番2から 安芸郡馬路村馬路字 五味382番1まで	後 A	4.0	95
		9.5	
安芸郡馬路村馬路字 五郎淵4167番16から 安芸郡馬路村馬路字 五味389番まで	後 B	8.7	480
		52.2	

高知県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	2.7	176

須崎市上分字巳家ケ
谷乙2955番1

		4.0	
後		7.4	176
		22.0	

高知県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市藤岡字浅ノ 向乙1793番から 四万十市藤岡字浅ノ 向乙1767番1まで	前	3.0	160
		9.2	
	後	9.2	160
		20.2	

高知県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字ナ カ谷128番1から	前	4.0	136
		7.0	

四万十市住次郎字東
ナカセ119番8まで

		5.8	136
後		28.5	

高知県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村下分字上川原 5625番から 高岡郡日高村下分字上川原 5615番まで	98	平成20年5月27日

高知県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市上分字巳家ケ谷乙 2955番1	176	平成20年5月27日

高知県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月27日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市住次郎字ナカ谷 128番1から 四万十市住次郎字東ナカセ 119番8まで	136	平成20年5月27日

高知県告示第373号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町母代寺字 ヲソノ	370番5	6.04	37.99	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市田野川・藤土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	刃本 健	四万十市田野川乙1396
"	丑本喜一郎	" " 乙1367
"	小畑 直樹	" " 乙1544
"	土居 眞	" " 乙1205
"	森下 富夫	" " 乙1453 - 1
"	森下 速雄	" " 乙1517
"	威能昭一郎	" 藤 1438
"	威能 義晴	" " 1461 - 1

"	威能 賢一	" " 1463
"	威能 憲三	" " 1435 - 1
"	宮崎 理	" " 1622 - 1
"	渡邊 佳彦	" " 1432 - 口

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、野市町本村土地改良区の定款の変更を平成20年5月16日に認可した。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、須崎市吾桑竹崎前土地改良区の解散を平成20年5月16日に認可した。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、中村市田野川・藤土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
刃本 健	四万十市田野川乙1396
丑本喜一郎	" " 乙1367
小畑 直樹	" " 乙1544
坂本 年男	" " 乙1061
土居 眞	" " 乙1205
森下 富夫	" " 乙1453 - 1
森下 速雄	" " 乙1517
威能昭一郎	" 藤 1438
威能 義晴	" " 1461 - 1
威能 賢一	" " 1463
威能 憲三	" " 1435 - 1
宮崎 理	" " 1622 - 1
渡邊 佳彦	" " 1432 - 口

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る土佐地区(立割換地区)の換地処分を平成20年5月8日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告す

る。
平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る土佐地区(赤杖換地区)の換地処分を平成20年5月8日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年5月27日

高知県知事 尾崎 正直

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年5月27日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)
 - (2) 実施期日
平成20年7月1日(火)から同月8日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の6日間
 - (3) 実施場所
高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ
- 2 受講者定員
30人
- 3 受講資格者
受講資格者は、受講申込み時において次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る

合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成20年6月9日(月)及び10日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とし、講習の受講者定員に達した時点で申込みを締め切る。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成20年6月11日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
平成20年6月16日(月)から同月18日(水)までの午前

8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書 1通
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの

イ 添付書類

(ア) 3の(1)に該当する者
2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(2)に該当する者
1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(3)に該当する者
2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(4)に該当する者
旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 3の(5)に該当する者
旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、38,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電

話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第34号
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
平成20年5月27日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
橋本大二郎事務所	浮田 郁夫	斧 裕介	高知市堺町9-18	平20・4・1
楠瀬こうさく後援会	楠瀬 賢一	楠瀬 里美	須崎市原町二丁目3-28	平20・4・3
春名なおあき後援会	山本 忠智	谷崎 治之	高知市上町二丁目4-19	平20・4・8
チーム大二郎地球の未来を考える会	山崎 誠人	浮田 秀俊	高知市曙町二丁目4-30	平20・4・18
チーム大二郎花木の会	鎌野 浩	西内 正宏	高知市中秦泉寺303-1	平20・4・24

高知県選挙管理委員会告示第35号
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。
平成20年5月27日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所	届出年月日

				在地	
異動前	自由民主党高知県歯科技工士支部	異動なし	異動なし	高知市薊野南町28-8	平20・4・3
異動後				高知市九反田15-5	
異動前	自由民主党高知市高須支部	西本 裕保	西森 新介	高知市葛島一丁目6-39	平20・4・3
異動後		沢本 忠章	西本 裕保	高知市高須三丁目10-33	
異動前	自由民主党春野町支部	異動なし	異動なし	吾川郡春野町西畑1031	平20・4・14
異動後				高知市春野町西畑1031	
異動前	自由民主党本山町支部	異動なし	祖父江 節子	異動なし	平20・4・28
異動後			杉本 嘉彦		

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高知県医師連盟	村山 博良	恒石 静男	異動なし	平20・4・1
異動後		永野 健五郎	松岡 鍊三		

異動前	翔元会	異動なし	大石 昭	異動なし	平20・4・2
異動後			北原 仁		
異動前	近森正久後援会	異動なし	異動なし	高知市本町三丁目2-2	平20・4・2
異動後				高知市稲荷町103	
異動前	浅木さとし後援会	山岡 基	山岡 玉恵	異動なし	平20・4・3
異動後		山岡 玉恵	橋崎 律子		
異動前	高知県生活衛生同業組合連合会政治連盟	井上 武猪	北村 忠一	異動なし	平20・4・4
異動後		山下 哲郎	公文 睦		
異動前	橋本大二郎事務所	浮田 郁夫	異動なし	異動なし	平20・4・15
異動後		橋本 大二郎			
異動前	有岡まさみ後援会	豊永 誠彦	異動なし	異動なし	平20・4・17
異動後		山岡 克紘			

高知県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
新党渭南の風	土佐清水市中浜663-6	西本 勝一	解散	平20・4・1
高知県環境保全事業協会	高知市春野町芳原2020-4	西村 豊司	解散	平20・4・15
藤井元洋後援会	幡多郡黒潮町佐賀1085	川西 進一	解散	平20・4・21
全国たばこ耕作者政治連盟高知県支部	高知市北本町一丁目7-3	谷 和典	解散	平20・4・28

高知県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成20年5月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
西森 潮三	高知県議会議員	新高知市政治経済研究会	高知市本宮町5	西森 潮三	平20・4・4

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知

県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年5月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地1
- 3 落札者を決定した日
平成20年2月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30号
- 5 落札金額
33,705,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成20年1月18日

そ の 他

有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第2項の規定により公告する。

平成20年5月27日

高知県道路公社理事長 浜口 収

- 1 事業の一部変更の内容
料金の項の表中「150」を「100」に、「350」を「100」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。
- 2 変更後の事業の実施期日等
平成20年5月30日
なお、回数券の発行は、平成20年4月18日限り終了し、発行済みの回数券は、同年5月29日まで使用することができるものとし、未使用の回数券及び使用残のある回数券については、同年4月21日から同年7月31日までの間、払戻しを行うものとする。